令和７年度　新潟県立小千谷高等学校
いじめ（又は、いじめが疑われる）事案に係る組織的対応マニュアル

発達支持的生徒指導

学校活動全体を通じた人権教育への取り組み
多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解する生徒の育成

課題未然防止教育

生徒会活動、学年・学級活動等における生徒主体のいじめ防止の取り組み
生徒理解研修会等の実施、いじめに係る相談体制の整備

課題早期発見対応

生徒、保護者、発見者、アンケート、等

↓

情報を得た教職員
担任、副任、授業担当、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、等

↓ いじめ、あるいは、いじめの疑いのある情報を得た場合は、至急、報告する。

困難課題対応的生徒指導

情報収集・事実確認・方針立案

学年主任、いじめ防止対策委員長、いじめ対策推進教員 → 教頭 ↔ 校長

【第１次判断・初期対応】
- 校長、教頭、委員長、推進教員、学年主任、関係職員による状況の確認の後、校長（管理職）が第1次判断を行う。
- その日のうちに行うべき情報提供生徒、被害生徒や保護者への対応について検討し、分担等を確認する。
- 必要に応じ、情報提供生徒（状況により被害生徒）に、委員を含む２名が訴えの内容を生徒から聴き取る。
- いじめ対策組織会議の開催を計画する。

↓

いじめ防止対策委員会

↓

【対応方針】
情報の共有と調査及び対応の方針の決定

↓

情報共有

【事実確認・認知判断】
事実関係把握、認知判断、支援方針決定
（必要に応じて、関係機関と連携）

↓

支援・指導

情報共有

【解消へ向けた支援・指導】
被害生徒への支援
被害生徒及び保護者の了解を得た上での加害生徒への指導
（必要に応じて、関係機関と連携）

↓

継続した支援・指導、経過観察

↓

解消・経過観察

情報共有

【解消の確認】
認知後３か月を目安に、
被害及び加害生徒と双方の保護者にいじめ解消について確認

↓

【再発防止】
見守り、経過観察

職員会議等での職員への報告

報告 ⇄ 支援

報告 ⇄ 支援

報告 ⇄ 支援

県教育委員会 生徒指導課

《聴き取り時の留意点》

ア）複数の教員で対応して聴き取り、メモを必ず残す 。
イ）被害生徒及び加害生徒の安全を確保する。
ウ）基本的には、オープンクエスチョンを心掛け、事実の把握に努める。
エ）被害生徒及び加害生徒を取り巻く環境にも目を向け、いじめに至った背景や経緯を聴き取る。
オ）被害生徒及び加害生徒の心の安定に配慮する 。
カ）具体的な支援内容について聴き取る 。